議案第７５号

朝霞市児童生徒の自殺が起きたときの背景詳細調査委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、朝霞市児童生徒の自殺が起きたときの背景詳細調査委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年１２月２６日付け７文科初第１９４４号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、基本調査の結果の報告を受け、次に掲げる事由に該当する場合は、詳細な調査を行うため、委員会を置く。

(1)　学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合

(2)　遺族の要望がある場合

(3)　前２号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要と判断した場合

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　詳細調査実施に関すること。

(2)　教育委員会への詳細調査の結果報告に関すること。

(3)　教育委員会への再発防止又は自殺予防の提言に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、委員６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　医師

(3)　心理又は福祉の専門家

(4)　前３号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、委嘱された日から第３条に規定する事務が終了する日までとする。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任される前に開催する場合は、教育委員会が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年朝霞市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会の項の次に次のように加える。

朝霞市児童生徒の自殺が起きたときの背景詳細調査委員会	委員	日額	14,600円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代